

秋田県公報

目 次

告 示

一 道路の区域

○道路区域の変更(三八七・道路課)	1
公 告	
○特定調達契約に係る落札者の決定(脳血管研究センター)	1
○特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定(脳血管研究センター)	1
○特定非営利活動法人の設立の認証の申請(地域活動支援室)	2
○特定調達契約に係る落札者の決定(総務事務センター)	2
○土地改良区の定款変更の認可(秋田地域振興局農林部)	2
選挙管理委員会告示	
○選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(七四)	2

○各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(七五)	2
告 示	
秋田県告示第三百八十七号	
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。	
平成二十年九月十二日	
秋田県知事 寺田典城	

道路の種類	旧新別		路 線 名	区 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧				
県 道	新		仁賀保矢鳥館合線			
		A		にかほ市平沢字清水尻一五七番一地先から中谷地一四番一地先まで	一一・〇〇〇～一三・〇〇〇	〇・一一三
		B		にかほ市平沢字清水尻一五七番一地先から中谷地一四番一地先まで	一〇・〇〇〇～一一・五〇〇	〇・一一〇
		C		〃	八・五〇〇～一三・〇〇〇	〇・一四六

この表において「A」、「B」及び「C」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

- 二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (一) 場所 建設交通部道路課
- (二) 期間 平成二十年九月十二日から同月二十五日まで

公 告

特定調達契約について次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十一条の規定に基づき、公示する。

平成二十年九月十二日

- 一 落札に係る特定役務の名称及び数量
コバルト60遠隔照射式治療装置用密封線源交換作業 一式
- 秋田県知事 寺田典城

- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
秋田県立脳血管研究センター 秋田市千秋久保田町六番十号
- 三 落札者を決定した日
平成二十年七月二十八日
- 四 落札者の名称及び住所
エレクタ株式会社 兵庫県神戸市中央区磯上通六丁目一番九号
- 五 落札金額
六千二百八十九万五千円
- 六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 七 一般競争入札の公告を行った日
平成二十年六月十三日

特定調達契約について次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十一条の規定に基づき、公示する。

平成二十年九月十二日

- 一 随意契約に係る物品の名称及び数量
コバルト60遠隔照射式治療装置用密封線源 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
秋田県立脳血管研究センター 秋田市千秋久保田町六番十号
- 三 随意契約の相手方を決定した日
平成二十年七月二十八日
- 四 随意契約の相手方の名称及び住所
社団法人日本アイソトープ協会 東京都文京区本駒込二丁目
- 秋田県知事 寺田典城

二十八番四十五号
 五 随意契約に係る契約金額
 六千四百八十五千二百五十円
 六 随意契約の理由
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十條第一項第二号に該当

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十條第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定に基づき、公告する。
 平成二十年九月十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 申請のあった年月日
 平成二十年八月二十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
 NPO法人秋田新体操愛好会

三 代表者の氏名
 菊 地 ゆりね

四 主たる事務所の所在地
 秋田県秋田市保戸野鉄砲町一番十八号

五 定款に記載された目的
 この法人は、広く一般の人々に対して、新体操の普及に関する事業を行い、スポーツの楽しさを理解してもらおうとともに、青少年の健全育成及びスポーツを通しての地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

特定調達契約について次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十一條の規定に基づき、公示する。
 平成二十年九月十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 落札に係る物品の名称及び数量
 (除雪ドーザ(十六トン級) 二台
 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 出納局総務事務センター 秋田市山王四丁目一番一号
 三 落札者を決定した日
 平成二十年八月二十八日
 四 落札者の名称及び住所

株式会社カワサキマシンシステムズ 北東北支店 秋田営業所
 秋田市新屋豊町十四番二号
 五 落札金額
 三千二百八万八千円
 六 契約の相手方を決定した手続
 一般競争入札
 七 一般競争入札の公告を行った日
 平成二十年七月十五日

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十條第二項の規定により、雄和土地改良区から申請があった定款変更について、平成二十年九月三日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。
 平成二十年九月十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

選挙管理委員会告示

秋選管告示第七十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四條、第七十五條、第七十六條、第八十一條及び第八十六條並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八條の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。
 平成二十年九月十二日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

五十分の一の数 一八、八一六
 三分の一の数(選挙権を有する者の総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数) 二二三、四六五

秋選管告示第七十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十條の規定による選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成二十年九月十二日
 秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

選挙区別	人数
秋田市	八九、五三九
能代市山本郡	二六、九七四
横手市	二八、五六六
大館市	二二、七八八
男鹿市	九、九〇五
湯沢市雄勝郡	二一、〇三二
鹿角市鹿角郡	一一、九七八
由利本荘市	二四、四四〇
潟上市	九、七四四
大仙市仙北郡	三二、三五八
北秋田市北秋田郡	一一、八八三
にかほ市	七、八七〇
仙北市	八、八一三
南秋田郡	七、七〇九

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

秋田市山王七丁目五番二十九号
 株式会社 松原印刷社
 電話(83)八七六六 FAX(83)〇〇〇五
 E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp

印刷者 秋田市山王七丁目五番二十九号
 松原繁雄